

裁 決 書

文書番号：宍 総 総 第 257号

事件番号：令和 6 年度第 1 号

裁 決 日：令和 7 年 8 月 18 日

審査請求人

処 分 庁 宍 粟 市 長

審査請求人が令和 6 年 9 月 25 日に提起した、処分庁による宍粟市法定外公共物条例（平成 17 年宍粟市条例第 160 号）第 4 条に基づく法定外公共物使用等許可申請（以下「本件申請」という。）に対する却下処分（以下「本件却下処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第 1 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、審査請求人が処分庁に対して、処分庁の管理する法定外公共物である水路について蓋掛け使用（水路橋の設置）のために、本件申請を行ったところ、処分庁が本件申請に利害関係人の同意書が添付されていないことを理由として、却下処分をしたため、審査請求人が、処分庁に対して、その処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

2 前提事実（争いのない事実又は提出された証拠書類等により認められる事実）

（1）関連条例等の定め

ア 宍粟市は、宍粟市法定外公共物条例（以下「本件条例」という。）において、「法定外公共物」として、国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 5 条第 1 項第 5 号の規定により国から譲与を受け、市が所有する一般の公共の用に供されている水路その他これらに類するもののうち、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）その他特別の法令の規定が適用又は準用されないものを挙げている（第 2 条）。

そして、本件条例は、「法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下に工作物を新

設し、又は改築し、当該法定外公共物の敷地を占用する」(第4条第1項第1号)行為(以下「占用行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと定めている。

また、占用行為の許可を受けようとする者は、必要な資料を添付のうえ、市長に申請しなければならないことを定めるとともに(第4条第2項)、市長は、占用行為の申請があったときは、法定外公共物の管理上特に支障がないと認められる場合に限り許可を与えることができることを定めている(同条第4項)。

さらに、占用行為の許可をする場合に、市長は法定外公共物の管理又は適正な利用のため必要があると認めたときは、当該許可に必要な条件を付することができることを定めている(同条第3項)。

イ 宍粟市は、本件条例の施行に関し、宍粟市法定外公共物条例施行規則(平成17年宍粟市規則第128号。以下「本件規則」という。)を定め、第2条において、本件条例第4条第1項による行為の許可を受けようとする者は、法定外公共物使用等許可申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない(第2条第1項)とし、「位置図及び現況写真」(第1号)、「実測平面図」(第3号)、「実測縦横断面図」(第4号)、「工作物を新築し、改築し、又は除却する場合にあっては、当該工作物の設計図及び工事の施工方法を記載した図面」(第6号)などの書類のほか、「当該申請に掛かる法定公共物の利害関係人の同意書」(第9号)を要するものとしている。

また、市長は、特に必要がないと認めるときは、第2条第1項各号に掲げる書類の添付を省略することができる規定している(同条第2項)。

(2) 本件水路について

本件水路は、宍粟市[]付近の審査請求人の敷地と市道との間に南北方向に存在するもので、本件条例第2条の法定外公共物に該当する。

本件水路の幅は、約2.44mであり、水流は、水路内を北から南へ流れている。

本件水路の敷地は、宍粟市の所有である。

なお、本件水路の北側には、南北の市道と審査請求人の敷地との間に、幅2mの里道が敷設されているとともに、南側には、南北の市道と審査請求人の敷地との間に、幅員4mの市道が敷設されている。

(3) 審査請求人による本件水路の蓋掛け使用(水路橋の設置)について

審査請求人は、自費で、審査請求人の敷地において、宅配弁当事業の事務所(以下「本件事務所」という。)を設置するとともに、本件市道から本件事務所に車両により進入するため進入路として、本件水路の蓋掛け使用(水路橋の設置)することを計画していた。

なお、審査請求人の本件水路の蓋掛け使用は、北側の里道に接する形で、幅6m水路橋を設置するという計画であった。

(4) 本件申請及び本件審査請求に至る経緯

ア 審査請求人は、令和6年3月4日、処分庁に来庁し、建設部建設課の職員に対して本件水路の蓋掛け使用（水路橋の設置）について相談した。

イ 審査請求人は、令和6年4月8日、■■■■自治会（以下「本件自治会」という。）の■■■■自治会長の自宅を訪問し、本件申請に関する書類一式を持参して説明した。

ウ 令和6年6月9日、■■■■自治会館で開催された本件自治会の役員会に、審査請求人が参加し、本件水路の蓋掛け使用（水路橋の設置）について説明を行ったが、本件自治会の同意は得られなかった。

エ 令和6年6月11日、審査請求人が本件水路の蓋掛け使用（水路橋の設置）を計画している現場（以下「本件現場」という。）において、建設部建設課の職員、審査請求人、本件自治会の■■■■自治会長の3者協議を行った。

協議の結果、■■■■自治会長は、本件水路の蓋掛け使用（水路橋の設置）については、北側里道に接する形で6m蓋掛けに対して、おおむね了承した。

審査請求人が、■■■■自治会長に本件申請の書類一式を提出後、同年6月30日に本件自治会の緊急役員会を開催し、審査請求人が再度説明を行うこととなった。

■■■■自治会長からは本件自治会内で承認されれば、本件自治会として本件申請に同意する旨の発言をした。

オ 令和6年6月25日、■■■■自治会長から本件現場をもう一度確認したいと連絡があったため、建設部建設課の職員と■■■■自治会長が現場を訪問した。

■■■■自治会長より、南側の市道道路敷（約4m）に2m加える形で許可されるべきだと考えている、北側里道に接する形で6mの蓋掛けは、蓋掛け幅6m＋既設市道敷4m＝10mを超えることとなり、不公平である旨の発言があった。

カ 令和6年6月30日、■■■■自治会館で開催された本件自治会の緊急役員会が審査請求人の不参加で開催され、協議の結果、本件申請について不同意とすることに決定した。

同年7月2日、本件自治会が、審査請求人に対して、本件申請に不同意である旨を書面で回答した。

その後、審査請求人と建設部建設課の職員が協議をして、建設部建設課の職員が、本件自治会の■■■■自治会長の同意を得るために、説明資料や図面などの書類を作成するなどの協力を行った。

キ 令和6年7月10日、建設部建設課及び市民生活部まちづくり推進課の職員が■■■■自治会長宅を訪問し、審査請求人から受け取った■■■■自治会長が依頼していた本件自治会の不安が解消されるような資料（事業概略や建物位置図等、上記カで建設部建設課の職員が協力して作成した書類を含む。）を手渡したところ、■■■■自治会長は、資料に目を通したものの受け取りを拒否した。

■■■■自治会長からは、既設市道道路敷4m＋2m蓋掛けであれば、同意できるとの

発言があった。

ク 審査請求人は、令和6年7月11日、処分庁の管理する法定外公共物である水路上に水路橋を設置するため、本件条例第4条第1項に基づいて、以下のとおり本件申請を行った。

なお、本件申請には、水利組合の同意書2通は添付されていたが、本件自治会の同意書は添付されていなかった。

使用場所：宍粟市

使用等の目的：店舗兼事務所進入路設置のため

数量・規格・構造等：水路橋（2,438×1,220、5枚（14.9㎡））

使用の期間：令和6年7月1日～令和11年3月31日

ケ 処分庁は、令和6年7月23日付けで、審査請求人に対して、本件申請に利害関係人の同意書が添付されていないことを理由として本件却下処分を行い、同日、来庁した審査請求人に対して、本件却下処分通知書を交付した。

コ 審査請求人は、令和6年9月25日に、処分庁に対して、本件却下処分の取消しを求める審査請求を行った。

（5）本件審査請求後の経緯について

ア 本件審査請求に対して、処分庁から、令和6年10月25日付けで弁明書が提出された。

イ 処分庁の弁明書に対して、審査請求人から、令和6年12月9日付けで反論書、同年12月18日付けで反論書（2）が提出された。

ウ 審査請求人の反論書及び反論書（2）に対して、処分庁から、令和7年1月17日付けで弁明書（第2回）が提出された。

エ 処分庁からの弁明書（第2回）に対して、審査請求人から、令和7年2月7日付けで反論書（3）が提出された。

オ 審査請求人の反論書（3）に対して、処分庁から、令和7年2月19日付けで弁明書（第3回）が提出された。

また、審理員からの質問に対して、処分庁から、令和7年2月26日付けで、「弁明書（第3回）に係るご質問への回答及び物件の提出について」が提出された。

カ 処分庁からの弁明書（第3回）に対して、審査請求人から、令和7年4月9日付けで反論書（4）が提出された。

また、審理員からの質問に対して、審査請求人から、令和7年5月30日付けで、回答書が提出された。

キ 令和7年6月16日に、審査請求人及び補佐人、処分庁の職員の出席のもと、口頭意見陳述が実施された。

ク 処分庁が、口頭意見陳述の結果など本件審査請求の審査過程を踏まえて、令和7年7月28日付けで本件却下処分を職権で取り消す処分（以下「本件職権取消処分」とい

う。)を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 利害関係人の同意書の添付がないことを理由として本件申請を拒否することは裁量権の範囲を逸脱したものであり違法であること

ア 本件条例の規定によれば、法定外公共物が現に公共の使用に供される市の財産であり、市が管理するものであることから、法定外公共物の使用又は変更工事等については、管理責任者である市長が、公共の見地から、法定外公共物の機能維持に支障が生じないように、その当否を検討した上、合理的な行政裁量に基づいて、使用及び変更工事等の拒否を判断すべきものである。

イ 本件規則第2条第1項第9号は、宍粟市長は、使用許可等の内容が法定外公共物の機能維持に支障が生じさせるものでないかどうかを判断して拒否を決するのが本来の責務であって、その判断に際して利害関係人の状況を参考までに把握する必要から利害関係人の同意書の添付を要求しているにとどまる。

したがって、上記の本件条例が法定外公共物の使用等に宍粟市長の許可を要することとしている意義からすれば、宍粟市長は、使用等の内容が法定外公共物の機能維持に支障の生じないものであれば、特段の別の合理的理由がない限り、本来の利害関係人の同意書が添付されていなくても、当該申請について内容的な判断をしなければならず、それにもかかわらずこの段階で直ちに申請を拒否する場合には、それは裁量権の範囲を逸脱したものとして違法となる。

ゆえに、宍粟市長が本件規則2条1項9号の利害関係人に該当すると主張する本件自治会長が同号の利害関係人に該当するか否かにかかわらず、自治会長の同意書が添付されていないことを理由としてその一事をもって申請を却下した本件決定は、裁量権の範囲を逸脱したもので違法であることは明らかである。

- (2) 本件申請はその許可によって法定外公共物の機能維持に何ら支障を生じさせるものではなく許可されなければならないこと

ア 本件水路は農業用水、雨水排水の用に供されているが、本件水路に審査請求人が水路橋寸法（外径）「2,438×1,220」、数量（延長・面積等）「5枚（14.9㎡）」を設置したとしても、それによって、農業用水、雨水排水としての機能維持に何ら支障は生じ得ない。

実際、本件水路の北側、南側には本件申請に係る水路橋よりも、その使用範囲が大きい水路橋が多数設置されているが、それらの水路橋の存在によって、農業用水、雨水排水として使用に何らかの支障が生じたことはなく、本件水路の機能維持に一切支障は生じていない。

イ 審査請求人が本件水路の使用許可を受け水路橋を設置したとしても、本件自治会

の住民が本件水路を雨水排水として使用することについて何らかの支障が生じることはあり得ず、本件自治会の住民が本件申請に係る許可によって具体的な影響を受けるとは到底考えられず、本件自治会長が本件申請に係る水路橋設置に関する利害関係人（本件規則第2条第1項第9号）に該当するとは到底考えられない。

なお、審査請求人は市職員からの指導を受けながら、本件自治会の■■自治会長の同意を得るべく、■■自治会長の自宅を訪問して話し合いを行ったり、本件自治会の会議に参加するなど、誠実に対応していたが、最終的には、■■自治会長から暴行を受けるまでの事態に至り、同意を得ることは不可能となった。

ウ なお、処分庁は、審査請求人に対して令和6年7月3日に申請資料において構造物の詳細図等の不足がある旨を口頭で指導し、それを理由として本件却下処分を行ったと主張している。

しかしながら、審査請求人は、処分庁の建設部建設課の職員と本件申請に向けての打合せやメールのやり取りを繰り返し、処分庁の建設部建設課の職員らは、本件自治会の■■自治会長の同意を得るための説明会や話し合いにも同行するとともに、■■自治会長の求める書類の作成などにも協力するなどしていた。

そして、本件申請書を提出する際に、処分庁の建設部建設課の職員から申請資料において構造物の詳細図等の不足があるとの指摘を受けたということはなかった。

（3）審査請求人が本件水路に水路橋を設置する必要性

ア 審査請求人は、令和6年6月に宅配弁当事業を開業することを目指し、その事業所を建築するために、本件土地を購入した。

しかし、本件申請が却下され水路橋が設置できなかったことで、本件土地で事業所を建築するための建築許可を受けることが不可能となり、本件土地に事業所を建築して令和6年6月に宅配弁当事業を開業することは断念せざるを得なくなった。その後仕方なく本件土地のすぐ近くで建物を賃借して、現状その建物を仮の事業所として、宅配弁当事業を行っている。

イ また、現状本件土地南側には、既設道路が存在しているが、当該既設道路北端にはガードレールが設置されており、また、本件土地南端には電柱が存在し、さらに、本件土地と既設道路敷には段差も存在しているので、本件土地に車両が進入することも極めて困難な状況になっている。

そして、既設道路敷側に蓋掛けをして6mの進入路とするという点については、本件既設道路敷は市道であり、それを拡張することは市道拡張工事に該当し、本件自治会からの要望書の提出等も必要となり、それを実現することは極めて困難である。

ウ 以上により、審査請求人としては、早急に本件申請の許可を受け水路橋を設置し、当初の予定通り本件土地に事業所を建築する必要性が極めて高い。

2 処分庁の主張

(1) 利害関係人の同意者が必要であり、その利害関係人の範囲に本件自治会長が含まれること

ア 本件のような法定外公共物使用等許可申請の対象土地は、許可権者である宍粟市が所有するものであり、かつ行政財産であるから、公共目的に合致するよう運用しなければならない。上記の観点から、本件は専ら宍粟市長の広範な裁量に許否が委ねられていると考えられる。

宍粟市長は、本件条例第4条第4項において、使用申請があった場合、法定外公共物の管理上特に支障がないと認められる場合に限り許可を与えることができる。その許可の判断基準の一つとして、地域住民や管理者との無用なトラブルを避けるため、利害関係人の同意を得ていることがわかる書面の添付を求めている。

イ 法定外公共物の使用に関し、財産権に直接的または間接的に影響を受ける、または法定外公共物の使用によって具体的な影響を受ける範囲は明確ではなく、利害関係人と思われる人を一人一人確認し、誤りなく特定することは困難である。

よって、宍粟市では書類手続き上の観点から、対象の法定外公共物の維持管理に関わっている地域団体の長を同意が必要な者の対象範囲としており、水路については、地元自治会長と水利代表者としている。

ウ そして、宍粟市では、宍粟市道路等公共施設整備促進事業実施要綱を定め、法定外公共物のうち自治会が主体的に維持管理を行っている道路及び水路についての補修工事等について補助金を交付している。このことから自治会が法定外公共物を維持管理することは周知の事実であり、その代表である自治会長が利害関係人であるとすることは適当である。

(2) 本件自治会の同意がないと許可できない理由

ア 本件自治会は任意団体ではあるが、その地域の大多数の住民で構成されており、総会等を経て事業内容を決定している民主的な組織である。また、令和6年度本件自治会の■■■■自治会長は、申請者の■■■■氏から本件の相談を受けた際に複数回にわたり役員会や1隣保・2隣保住民を招集した臨時会議を開催し、■■■■自治会長の単なる個人意見ではなく、本件自治会の総意として同意できない旨を申請者に通達している。

以上の状況を踏まえ、本件自治会の反対意見を覆してまで■■■■氏の本件の申請を「管理上特に支障がない」と認めるには説得力に欠け、また以下で記述する自治会の不同意理由を市として整理した結果、その不同意とする理由に同意できると判断したため、却下とした。

イ 本件自治会は、反対理由として、①安全面から通行人が水路に落ちたら危険なため、安全面対策をしっかりと考えてほしい、②公平性から現状の蓋掛け占有範囲などを勘案し、一個人に認められる水路蓋掛け範囲は6mとする、③維持管理上の都合から、水路の日常清掃のために蓋掛け範囲は極力狭い方が望ましいことを挙げており、

これらの理由については、⑦水路橋(蓋)の端に設ける予定の転落防止柵について、具体的な構造や材質等がわかる資料の添付がないため安全性が確認できないこと、④水路を維持管理されている自治会がこれから蓋掛けを設置しようとする者に対し、清掃作業しやすいように、過度に蓋掛け延長を伸ばさないでほしいと協力を依頼することに異論はないと判断したこと、⑨大雨災害時の水門調節等、水位が見える範囲が広い方が、異常に気づく人が増え、水路の日常管理上都合が良いと思われることから、合理性があると判断した。

(3) 審査請求人の「本件申請はその許可によって法定外公共物の機能維持に何ら支障を生じさせるものではなく許可されなければならないこと」との主張について

ア 本件申請よりも使用範囲が大きい水路橋が多数設置されていると指摘があったが、市(旧山崎町)が整備した道路敷のことについても指していると思われる。

過去、大雨や台風災害により[]用水路の水が溢れる事例が時折発生しており、市道道路敷の構造が一部影響している(蓋をすることで流水量が制限されるため)と考えられるが、これらの問題については水門操作等である程度水量を調整できること、幅員矮小な市道の待避所として公共の利益となること、市が責任をもって構造物を管理することなどを理由に、地元民から理解を得て設置しているものである。

イ また、審査請求人は可能な限り本件自治会である[]自治会長の同意を得るべく誠実に対応したとあるが、三者協議の場以外で市は関与していないため、誠実に対応したかどうか言及できない。

(4) 本件却下処分の適法性

認定した事実を本件規則第2条第1項に当てはめると、審査請求人は、第9号に規定されている「当該申請に係る法定外公共物についての利害関係人の同意書」の添付要件を満たしていない。

以上により、本件却下処分は、違法な点はなく、適法である。

第3 裁決の理由

本件審査請求については、以下の理由により不適法なものであるため、却下されるべきである。

1 本件審査請求の適法性について(本案前の審査)

処分庁は、上記の第1の2(5)のとおり、本件審査請求の後、本件審査請求の審査過程を踏まえて、令和7年7月28日付けで本件職権取消処分を行った。

したがって、本件審査請求は、処分庁による本件職権取消処分により、審査請求の利益がなくなったことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、不適法なものと認められる。

2 本件却下処分の適法性について(本案の審査)

本件審査請求については、上記1のとおり、処分庁による本件職権取消処分により、

審査請求の利益がなくなったことから不適法なものと認められるため、本案の審査を行うまでもなく、却下されるべきである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法なものであるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第5 添付書類

行政不服審査法第50条第2項に基づき審理員意見書を添付する。

令和7年8月18日

審査庁 宍粟市長 福元 晶三

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宍粟市を被告として（訴訟において宍粟市を代表する者は宍粟市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。